

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、人間尊重の精神に基づく正直営業と誠実経営を基本理念とし、株主・お客様・役職員など各ステークホルダーからの信頼を得るためコーポレート・ガバナンスを強化しております。具体的には、取締役会の活性化による意思決定の迅速化、客観的かつ中立的な立場からの経営に対する監視・監督の強化を目的とした社外取締役の選任、業務執行と監督の分離を明確にし経営効率向上を図るための執行役員制度の導入、一般株主と利益相反の生じるおそれのない社外監査役による経営に対する監視・監督、及び社外監査役を含む監査役会の設置による経営監視体制の充実、内部統制の構築・評価・改善などに取り組んでおります。また、リスク管理体制の確立のため、代表取締役及び関係部署の役職者をもって構成される「リスクマネジメント委員会」を設置し、必要に応じて開催いたします。

なお、当社は、現在、業績改善の早期実現を図るべく、ネオラインホールディングス株式会社との関係強化、借入先との協議の実施及び安定した収益基盤の確立を推進しております。コーポレート・ガバナンスに関しても、実効性を検証しつつ、具体的な施策については現状を踏まえ見直しを進めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
ネオラインホールディングス株式会社	235,294,200	48.90
中小企業保証機構株式会社	19,899,000	4.14
株式会社J-NEXT	19,896,000	4.13
クレスト・インベストメンツ株式会社	19,896,000	4.13
株式会社日本イノベーション	19,896,000	4.13
レスポワール投資事業有限責任組合	19,500,000	4.05
株式会社日新ビル	16,810,200	3.50
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	4,866,200	1.01
平井 達夫	3,015,000	0.63
MELLON BANK TREATY CLIENTS OMNIBUS(常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行)	1,329,800	0.28

支配株主(親会社を除く)の有無	
-----------------	--

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

- 平成23年3月31日現在で自己株式6,290,526株(発行済株式総数に対する所有株数の割合1.31%)を保有しております。
- 大株主の状況記載の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は以下のとおりであります。
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 4,866,200株
- ネオラインホールディングス株式会社は、平成22年8月25日に当社の第三者割当増資を引受けたことにより、主要株主になっております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	その他金融業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情 更新

当社は、平成22年6月25日にネオラインホールディングス株式会社との間で資本・業務提携の基本合意を締結し、同年8月25日に同社を引受先とする第三者割当増資4,000百万円を行っております。この結果、ネオラインホールディングス株式会社は当社の議決権割合の49.67%を直接保有し、当社の筆頭株主となっております。上記の第三者割当増資後も同社グループからは資金支援を含む継続した支援を受けており、業務提携を通じたシナジー効果の拡大により更なる関係強化を図っております。

当社は、ネオラインホールディングス株式会社へ出向社員2名を派遣し、同社の関係会社である株式会社フロックスから当社営業部へ出向社員7名の派遣を受けており、また、株式会社フロックスとの間に平成23年6月末日時点で1,711百万円の借入取引がございますが、これらはネオラインホールディングス株式会社との資本・業務提携の一環としての人材交流及び資金支援であり、当社の事業上の制約となり得るものではないと認識しております。なお、当社は、同社グループが指名した取締役3名及び監査役2名の派遣を受けておりますが、当該取締役3名のうち2名及び監査役2名は、当社経営陣の業務執行の監視・監督及び事業上のアドバイス等を目的とした社外取締役又は社外監査役であり、ネオラインホールディングス株式会社は、投資先企業の企業価値の向上を目指して事業運営上のサポートを行う投資会社であることから、当社の上場会社としての一定の独立性は確保されていると認識しております。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
勝又 義雅	税理士									
近藤 崇宏	他の会社の出身者									

1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b 他の関係会社出身である
- c 当該会社の株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
勝又 義雅		会社法第427条の定めに基づき、当社との間で責任限定契約を締結しております。	税理士の資格を有し、財務及び会計に関する幅広い経験と深い知見を有していることから、経営に対する監視・監督の強化が図られ、社外取締役としての適切な役割を果たされると判断しております。
近藤 崇宏		会社法第427条の定めに基づき、当社との間で責任限定契約を締結しております。	ノンバンクでの長い業務経験により幅広い知識と深い知見を有しており、経営に対する監視・監督の強化が図られ、社外取締役としての適切な役割を果たされると判断しております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社では、会社法にて求められる会計監査人による監査役会への監査報告書の提出に加え、各四半期及び期末決算前に開催される監査役会において、内部監査部門を交えて会計監査人より監査状況の報告・説明を受け、また、監査計画等について協議しております。このように、監査

役は会計監査人との連携を図りつつ、会計監査人の監査業務について監視・監督を行っております。また、内部監査機能を担うコンプライアンス統括部は、監査役に対し内部統制監査の進捗状況報告を行い、監査役会にオブザーバーとして参加するなど、監査役との連携を強化しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	4名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
福井 信行	他の会社の出身者									
小堀 勇	他の会社の出身者									
池田 光次	他の会社の出身者									
加曽利 勉	他の会社の出身者									

- 1 会社との関係についての選択項目
a 親会社出身である
b その他の関係会社出身である
c 当該会社の大株主である
d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
i その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
福井 信行		会社法第427条の定めに基づき、当社との間で責任限定契約を締結しております。	金融機関における長い業務経験により幅広い経験と深い知見を有しており、また、一般株主と利益相反の生じるおそれなく、社外監査役としての適切な役割を果たされると判断しております。
小堀 勇		当社の独立役員であります。また、会社法第427条の定めに基づき、当社との間で責任限定契約を締結しております。	金融機関における長い業務経験により幅広い経験と深い知見を有しており、また、一般株主と利益相反の生じるおそれなく、社外監査役としての適切な役割を果たされると判断しております。また、上記の考えのもと、当社の独立役員として適当であると判断しております。
池田 光次		会社法第427条の定めに基づき、当社との間で責任限定契約を締結しております。	ノンバンクでの長い業務経験により幅広い知識と深い知見を有しており、社外監査役としての適切な役割を果たされると判断しております。
加曽利 勉		ネオラインホールディングスの取締役会長であります。また、会社法第427条の定めに基づき、当社との間で責任限定契約を締結しております。	上場企業の経営管理における長い業務経験により幅広い経験と深い知見を有しており、社外監査役としての適切な役割を果たされると判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の数	1名
--------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

当社では、取締役に対するインセンティブとしてストックオプション制度を導入してはいましたが、平成20年7月31日をもって権利行使期間を終了しており、現在は取締役へのインセンティブ付与は実施していません。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

取締役報酬につきましては、有価証券報告書等にて、社内取締役及び社外取締役の別に各々の総額を開示しております。
なお、平成23年3月期における当社の役員報酬の合計は22百万円であり、その内訳は、社内取締役に支払った報酬14百万円、社内監査役に支払った報酬2百万円、社外監査役に支払った報酬6百万円です。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役ににつきましては、取締役会事務局が適宜必要なサポートを行っております。また、社外監査役ににつきましては、社外監査役の求めに応じ、適宜必要なサポートを行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

i) 企業統治の体制

当社は、企業統治の体制強化に向け、取締役会の活性化による意思決定の迅速化、客観的かつ中立的な立場からの経営に対する監視・監督の強化を目的とした社外取締役の選任、業務執行と監督の分離を明確にし経営効率向上を図るための執行役員制度の導入、一般株主と利益相反の生じるおそれのない社外監査役による経営に対する監視・監督、及び社外監査役を含む監査役会の設置による経営監視体制の充実、内部統制の構築・評価・改善などに取り組んでおります。

また、リスク管理体制の確立のため、代表取締役及び関係部署の役職者をもって構成される「リスクマネジメント委員会」を設置し、必要に応じて開催いたします。なお、当社の企業統治に関する主な機関は、以下のとおりであります。

(a) 取締役会、執行役員会

当社は、客観的かつ中立的な立場からの経営に対する監視・監督の強化を図るため、社外取締役を選任しております。取締役会は、現在、取締役6名(内、社外取締役2名)で構成されております。原則として月1回の定例取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営の意思決定を合理的かつ効率的に行う体制を構築しております。

また、業務執行体制につきましては、平成17年7月より執行役員制度を導入しております。現在、取締役及び取締役兼執行役員の合計4名により執行役員会を開催し、取締役会の意思決定を受け、業務を執行しております。

(b) 監査役会

当社は、経営監視体制の充実を図るため、監査役会を設置しております。また、一般株主と利益相反の生じるおそれのない社外監査役を選任し、そのうち1名を独立役員としております。現在、監査役会は社外監査役4名で構成されており、会社法及び関連法令の規定を遵守した会計監査、取締役の職務の執行につき法令及び定款を遵守して行われているかを監査する適法性監査を実施しております。

監査役会は、原則として隔月にて(年6回)開催しております。また、取締役会には原則として必ず出席し、他の重要会議にも必要に応じて出席しております。

監査手続については、監査役監査基準に基づき、年間監査計画に従って実施しております。

(c) リスクマネジメント委員会

当社は、平成18年6月24日付にて、外部有識者より構成される「コンプライアンス委員会」を設置していましたが、事業規模等に合わせ、平成21年10月1日付で「リスクマネジメント委員会」に改組いたしました。

リスクマネジメント委員会は、代表取締役及び関係部署の役職者をもって構成(必要に応じて弁護士・大学教授等の外部有識者を招聘)し、各種リスク顕現化の予防及び事後処理、リスク管理に関する施策、コンプライアンス違反に関する処理方針、原因究明、再発防止策等について討議する機関として位置付けております。

ii) 内部監査及び監査役監査

当社の内部監査及び監査役監査の概要、及び会計監査との相互連携、並びにこれらの監査と内部統制部門との関係については、以下のとおりであります。

イ 内部監査の組織、人員及び手続

当社では、内部監査機能を担う組織として「コンプライアンス統括部」を設置し、業務上の不正及び誤謬の発見並びに不正の未然防止等に努めております。

監査手続については、内部監査規程に基づき、監査役と意見調整のうえ年間の監査計画を立案し代表取締役の承認のうえ監査を実施しております。監査の結果は、監査報告書として代表取締役及び監査役に対して書面にて報告するとともに、被監査部門に対して改善を要する事項については改善を指示し、その結果報告を求めています。また原則として、監査実施直後の定例取締役会において監査結果を報告しております。

ロ 監査役監査の組織、人員及び手続

当社の監査役監査の組織、人員及び手続については、i)(b)記載のとおりであります。

ハ 会計監査人との相互連携、並びに内部統制部門との関係

(a) 監査役と内部監査部門の連携状況

内部監査規程において、内部監査人は監査役及び会計監査人と連携し、監査効率の向上に努めるよう定めております。また、監査役は、内部監査の結果について、書面にて報告を受けております。さらに、内部監査部門であるコンプライアンス統括部は、監査役(社外監査役を除く)と定期的に「監査役連絡会」を開催しており、監査役会にもオブザーバーとして参加するなど、監査役との連携を強化しております。

(b) 監査役と会計監査人の連携状況

平成22年3月期における実績として、会社法にて求められる会計監査人による監査役会への監査報告書の提出に加え、各四半期及び期末決算

前に開催される監査役会において、内部監査部門を交えて会計監査人より監査状況の報告・説明を受けております。このように、監査役は会計監査人との連携を図りつつ、会計監査人の監査業務について監視・監督を行っております。

(c) 各監査と内部統制部門との関係

金融商品取引法及び会社法に基づく内部統制に関する事項は、コンプライアンス統括部が所管しております。金融商品取引法にて求められる内部統制報告制度(いわゆるJ-SOX)については、コンプライアンス統括部が中心となり関係部署の役職者を含めてプロジェクトを組織し、監査役を交えて定期的に事務局会議を開催しております。また、会計監査人との情報共有及び関係強化としては、プロジェクト事務局は、監査役を交えて、原則として毎月、会計監査人との定例会を開催し、進捗状況の報告及び諸々の事項について協議を行っております。

iii) 会計監査の状況

外部監査人につきましては、三優監査法人が金融商品取引法及び会社法による監査を行っており、平成23年3月期において監査を行った公認会計士は、古藤智弘氏、齋藤浩史氏の2名であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、企業統治の体制強化に向け、取締役会の活性化による意思決定の迅速化、客観的かつ中立的な立場からの経営に対する監視・監督の強化を目的とした社外取締役の選任、業務執行と監督の分離を明確にし経営効率向上を図るための執行役員制度の導入、一般株主と利益相反の生じるおそれのない社外監査役による経営に対する監視・監督、及び社外監査役を含む監査役会の設置による経営監視体制の充実、内部統制の構築・評価・改善などに取り組んでおります。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	可能な限り早期に株主総会招集通知の発送を行うよう努めております。
集中日を回避した株主総会の設定	可能な限り集中日を回避するよう努めております。
電磁的方法による議決権の行使	平成16年6月開催の第45期定時株主総会より導入しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 境向上に向けた取組み	平成18年6月開催の第47期定時株主総会より導入しております。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知の英語版を作成し、ホームページへの掲載をしております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
IR資料のホームページ掲載	http://www.nisgroup.jp/japanese/pages/index.cfm/ir	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営管理部内にIR広報グループを設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの 立場の尊重について規定	NIS倫理規範等を通じて、顧客や株主をはじめとするステークホルダーの重要性について周知しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、コンプライアンスの充実を含め、取り組むべき課題を迅速に発見するとともにそれに対し適切な対応を図るためには、内部統制システム及びリスク管理体制の重要性を十分に認識し、適切に整備・運用を行うことが不可欠であると考えております。そのため、取締役会において「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定めております。当社は、当該基本方針の各決議事項について可及的速やかに実行し、不断の見直しにより内部統制システムの改善を図り、効率的で適法な企業体制を整備することで、企業統治が一層強化されるものと考えております。

前述の「内部統制システムの整備に関する基本方針」におきましては、以下の項目に関して具体的な体制整備の方針を定めております。当社は今後も継続的に当該方針の評価・見直しを行ってまいります。

- (a) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ・取締役会は、当社グループの全取締役及び使用人(執行役員を含む。以下、同じ。)に共通の「NIS倫理規範」を制定し、率先垂範して取り組むとともに、周知徹底を行う。
 - ・「コンプライアンス統括部」をコンプライアンス担当部門とし、コンプライアンス関連規程・マニュアルの作成及び見直し、並びにそれらの全取締役及び使用人への周知徹底を行う。
 - ・「コンプライアンス統括部」は、当社の業務プロセス等を監査し、不正の発見・防止及び業務プロセス等の改善を行う。
 - ・「リスクマネジメント委員会」は必要に応じて開催され、各種リスク顕現化の予防及び事後処理、リスク管理に関する施策、コンプライアンス違反に関する処理方針、原因究明、再発防止策等について討議する。
 - ・「内部通報制度運用規程」に基づく内部通報制度により、違法行為等によるリスクの極小化を図るとともに、当該規程等を適宜見直すことで、同制度の一層の有効活用を促進する。
 - ・「経営管理部」は、「コンプライアンス統括部」と連携し、コンプライアンスの全取締役及び使用人への浸透を図るため、研修を行う。
 - ・取締役の職務執行の適法性をより一層高めるための牽制機能として、株主の信任を得ることを前提として社外取締役制度を導入する。
 - ・健全な会社経営のため、反社会的勢力との関係を遮断する。「経営管理部」は、反社会的勢力への対応マニュアルを作成するとともに、警察等の外部専門機関との連携体制を構築する。
- (b) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ・当社の保有する情報資産の機密性、完全性、可用性を保ち、適切な情報セキュリティを確保するため、「情報セキュリティポリシー」を制定し、率先垂範して取り組むとともに、周知徹底を行う。
 - ・取締役の職務の執行に関する情報及び文書の取扱いについて、法令で作成・保管が義務づけられている情報及び文書の他、会社の重要な意思決定、及び重要な業務執行に関する情報及び文書等に関して、「情報セキュリティポリシー」、「情報セキュリティ基本規程」、「情報セキュリティ実施規程」、「文書管理細則」等の社内規程に基づき、適切に保存及び管理するものとする。
 - ・これらの規程は必要に応じて適宜改定し、又は関連規程等との調整を図るものとする。
- (c) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ・「コンプライアンス統括部」がリスク管理を統括し、関連部署と連携して当社グループ全体のリスクを総合的に管理する。
 - ・取締役会は、リスク情報についての報告を受け、当該リスクへの対応やその他必要な施策を実施する。また、「リスクマネジメント委員会」は、代表取締役及び関係部署の役職者をもって構成し、必要に応じて外部有識者(弁護士・大学教授等)を招聘し、リスク管理に関する事項を討議する。
 - ・顕現化した場合に当社の経営に影響を与えるリスクについて、その種類とその定義を明確にし、各リスクに関する規程等の管理体制を整備し、リスクが顕現化した場合に、迅速かつ適切な情報伝達、及び対応が可能な態勢を構築する。ただし、リスクの種類については適宜見直しを行うものとする。
 - ・「経営管理部」は、全取締役及び使用人について、リスク管理に関する個々の意識醸成を促す。
 - ・重要な損失の危険が顕現化し緊急を要する場合の対応について、リスク管理基本規程等の社内規程を整備する。当該規程に基づき、代表取締役は「リスクマネジメント委員会」を開催し、対応を行う。
- (d) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・取締役会の経営戦略決定を受けて、効率的に職務を執行できる体制を構築し、経営・監督と業務執行の責任と権限を明確化する。
 - ・「執行役員制度」に基づき、各執行役員の担当する業務執行及び責任の範囲を明確にするとともに、機動的な意思決定及び業務執行を担う機関としての執行役員会を設置・運営し、効率的かつ迅速な意思決定及び業務の執行を行う。
 - ・取締役会は、経営の執行方針、法令で定められた事項及びその他経営に関する重要事項を決定し、業務執行状況を監督する。
 - ・取締役会は、事業環境の動向を踏まえた経営方針に基づき事業計画を策定し、各部門においては、当該計画の達成に向け具体的な行動計画を立案する。
 - ・通常の職務遂行については、「職務権限規程」及び「業務分掌規程」に基づき、各役職員の権限と責任を明確化し、効率的な職務の執行を図るものとする。
- (e) 企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・当社グループにおける業務の適正を確保するため、以下のとおり体制を整備することとする。
 - ・当社グループ共通の社是、経営理念及び行動指針並びに「NIS倫理規範」を必要に応じて適宜見直すことにより、かかる社是、経営理念及び行動指針並びに「NIS倫理規範」の当社グループ全体への周知徹底を図ることで、当社グループにおける業務の適正の確保に努める。
 - ・「経営管理部」は、「コンプライアンス統括部」と連携して、当社グループ会社の業務の円滑化を図るとともに、「関連会社管理規程」等のグループ会社管理に関する諸規程に従い、グループ会社管理体制の整備を行う。
 - ・「内部通報制度」につき、当該制度の存在を周知徹底し、有効活用を努めることでコンプライアンスの徹底を図る。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社では、反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方について、当社グループ全体を対象とした「NIS倫理規範」に定めております。また、役員向け「反社会的勢力対応マニュアル」及び所管部署における詳細マニュアルを整備しております。なお、その他社内体制の整備状況につきましては、以下のとおりとなっております。

- ・経営管理部を反社会的勢力への対応に関する所管部署とし、対応責任者を中心として、関係各部署と連携し、組織全体でバックアップする体制の整備に取り組んでおります。
- ・平素から警察をはじめとする関係機関と協力関係を築くよう努め、有事においては外部専門機関への早期の連絡及び調整を行い、緊密に連携を図っております。
- ・経営管理部において、警視庁管内特殊暴力防止対策連合会への照会、同業他社や業界団体との情報交換を行う等、反社会的勢力に関する情報収集を行っております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

買収防衛に関して記述する事項はございません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

・コーポレート・ガバナンス体制に関する事項

前述の「内部統制システムの整備に関する基本方針」の取締役会決議を踏まえ、各決議事項について可及的速やかに実行し、不断の見直しにより内部統制システムの改善を図り、効率的で適法な企業体制を整備することで、当社におけるコーポレート・ガバナンス体制が一層強化されるものと考えております。

・適時開示体制に関する事項

当社は、人間尊重の精神に基づく正直営業と誠実経営を基本理念とし、株主・お客様・役職員など各ステークホルダーからの信頼を得るため、コンプライアンスの徹底を経営の最重要課題のひとつとして取り組んでおります。

具体的には、当社の役職員に共通のコンプライアンスに関する判断基準・行動基準として、すべての役職員が職位あるいは職務内容にかかわらず等しく遵守すべきものである「N!S倫理規範」を制定し、情報開示(ディスクロージャー)に関する基本的な考え方について定めております。

また、適時開示に関する詳細については、「情報開示統制に関する規程」を定め、会社法・金融商品取引法等の関連法規(以下、「関連法規」という。)に則り、東京証券取引所の定める「有価証券上場規程」及び「有価証券上場規程施行規則」等(以下、「開示規則等」という。)に基づいて要請される情報(以下、「義務開示情報」という。)及び株主・投資家・アナリスト等の投資判断に資する様々な重要情報を定性的又は定量的な側面から検証するとともに、「適時性」「適正性」「公正性」「網羅性」を充足する形で速やかに開示することとしております。

1. 情報開示統制体制について

(1) 情報開示の「適時性」「適正性」「公正性」「網羅性」について対応するため、経営管理部を情報開示担当部門とし、開示対象となる情報は、経営管理部長が開示の可否を決定するものとしております。なお、経営管理部長は、必要に応じて、関連業務・財務会計報告等に精通している他の役職員又は外部専門家(弁護士・会計士等)の意見を求めることができるものとしております。

(2) また、経営管理部は、以下の財務情報及び非財務情報を収集するものとしております。

イ 関連法規に基づいて要請される情報

関連法規に基づき開示される財務情報(有価証券報告書、四半期報告書及び臨時報告書等)に含まれる基本財務諸表、注記、附属明細表、及びそれらに関連・相関する情報等)、並びに非財務情報。

ロ 関連法規に基づいて要請されないIR目的の情報

関連法規により要請されないIR目的の財務情報及び非財務情報。

(3) さらに、経営管理部は、情報開示に関する規定の遵守を図るべく継続的に社員研修・教育を実施するものとしております。

2. 情報の開示方法

原則として義務開示情報については、開示規則等に従い、東京証券取引所への事前説明の後に同取引所が運営する「適時開示情報伝達システム(以下、「TDnet」という。))」において開示し、さらには、遅延なく東京証券取引所内記者クラブ「兜倶楽部」を通じて報道機関への発表及びその他法令・諸規則の定める開示手続きを行っております。また、義務開示情報及び投資判断に影響を与えると当社が判断した重要な会社情報については、TDnetにおける開示後、速やかに当社ホームページに掲載しております。

